

隼人の楯に関する基礎的考察

竹 森 友 子

はじめに

古代の法典であり、九〜十世紀の律令行政や朝廷の政務・儀式等を知ることができる『延喜式』には、朝廷での隼人の奉仕に関する規定を載せる(巻二十八、兵部省、隼人司)。その中には大儀と位置づけられている、元日朝賀や天皇の即位式、蕃客入朝などの儀式において隼人が楯や杵を持って奉仕する規定が存在する。

その楯が平城宮の第十四次調査において、西南隅の方形縦組の井戸(SE一三三〇)の井戸杵に転用されるかたちで見つかった⁽¹⁾。古代史料に載る盾の実物が出土するのは非常に珍しく、隼人の楯は国立文化財機構奈良文化財研究所のシンボルマークにもなっている有名な盾である。

隼人の楯に関する論考には、①出土した隼人の楯の基礎データを紹介した坪井清足氏の論考⁽²⁾、②南九州や南西諸島の祭祀や儀礼の検討から、隼人の楯に記された逆S字文は、隼人の故地で、姿を隠し、人間を超越する能力を与えるとともに心身の清浄と護持の媒体の役割をすると考えられていた蔓草をモチーフにしたものである、とする崎田一郎氏の論考⁽³⁾、③隼人の楯の用いられる場が大儀だけではなく大嘗祭でも用いられる可能性があること。隼人が大儀で楯や槍をもつことは、大嘗祭で隼人が歌舞を奏する服属の儀礼と同義であること。隼人の楯に用いられた三

角文・渦卷文は隼人固有の文様といえないばかりか、古代には普遍的に見いだせる文様で、赤色は朱鳥や朱雀門と同じ性格を持つ、南方の守護神的観念から生じたもので、隼人の呪力の効果を高めるとの意識につながるものであること、を論じた中村明藏氏の論考⁽⁴⁾がある。

これらのうち、隼人の楯に関して多角的に検討したのは中村論文であるが、古代史料にみる盾や出土した古代の盾の中で隼人の楯を位置づけるといふ視点は存在しない。そこで本稿では、古代史料にみる盾や出土した古代の楯を検討し、それらと比較することによって隼人の楯の特色や古代の盾の中で隼人の楯の位置を明らかに出来ればと考えている。

なお、古代史料でタテは「楯」や「盾」が用いられている。本稿では、史料に登場するタテは史料通りの漢字を使用し、それ以外は、「楯」は本来的には木製のタテを示す漢字であるため、「盾」の字を使用する。

一章 古代の楯に関する基礎的整理

まず本章では、古代史料にみる盾と出土した古代の楯について整理していきたい。

第一節 史料にみる古代の楯の用途

古代史料の楯が登場する記事を見ていくと(表1参照)、用途として

	記事	楯の性格	セット	材質	記事内容	出典	備考
1	神代下9段1書第2	神への幣		皮カ	オオアナムチ神のために百八十縫の白楯を供造	日本書紀	書紀=720年撰進
2	楯縫郡	神への幣	杵		御子天御鳥命が楯部として天下り、大神の宮の威儀の楯を造り始め、今に至るまで、楯を造って皇神たちに奉る。よって楯縫という。	出雲国風土記	風土記=713年編纂
3	意宇郡				楯縫郷=布都怒志命が天の石楯を縫い直したところ。	出雲国風土記	
4	日神の石窟幽居	神への幣	矛		手置帆負・彦狭知の神に御笠や矛・楯を作らせる。	古語拾遺	天照大神への捧物。
5	造祭祀具の齋部	神への幣	矛		天富命に齋部の諸氏を率いて神宝、鏡・玉・矛・盾…を作らせる。	古語拾遺	神宝=鏡・玉・矛・木綿・麻
6	即位大嘗祭	儀仗	矛		饒速日命、内物部を帥て矛・盾を造り備える。物部矛・盾を立てる。	古語拾遺	古語拾遺=807年成立。
7	倭人伝	武器	矛・弓		兵には矛・楯・木弓を用いる。	魏志	
8	崇神9.3.戊寅	神への幣	矛		赤楯・矛を墨坂神に、黒楯・矛を大坂神に祠る。	日本書紀	古事記中巻(崇神)にも
9	垂仁39.10	神宝			楯部、倭文部…を五十瓊敷皇子に賜う。	日本書紀	五十瓊敷=(石上)神宝を掌る
10	成務5.9	身分の表象	矛		諸国の国郡に造長、県邑に稲置をたて、盾矛を賜って表とする。	日本書紀	
11	仁徳12・7・癸酉		的	鉄	高麗国、鉄の盾・鉄の的を貢る。	日本書紀	
12	仁徳12・8・己酉		的	鉄	高麗の客を朝に饗し、群臣と百寮に上記の盾・的を射させる。	日本書紀	
13	雄略18.8.戊申	武器			問物部大斧手は楯によって朝日郎の矢から物部目大連を守る。	日本書紀	
14	用明2.4.丙午	武器	弓箭	皮	大伴毗羅夫連は手に弓箭・皮楯を執って大臣を守護する。	日本書紀	
15	崇峻即位前	天皇の楯				日本書紀	
16	推古11.11	儀仗	鞞		大楯及び鞞を作り、又旗幟に絵く。	日本書紀	639年。元日朝賀カ+小墾田宮
17	天智3.2.丁亥	身分の表象	弓矢		伴造等の氏上には干楯・弓矢を賜う。	日本書紀	大氏・小氏の氏上は大刀・小刀
18	天武1.7.壬辰	武器		木	道路の橋の板を解いて楯に作り京の辺の衝にたてて守る。	日本書紀	672年
19	持統2.11.戊午	楯節舞			天武の殯宮で楯節舞が奉られる。	日本書紀	688年
20	持統4.1.戊寅朔	儀仗			物部麻呂が大楯を立てる。	日本書紀	690年。即位+元日朝賀
21	文武2.11.己卯	儀仗	杵		大嘗祭で立てられる。	続日本紀	698年
22	和銅元年	儀仗?	鞞		ますらおの鞞の音すなりものふの大臣楯立つらしも	万葉集	万葉集1-76
23	神亀1.11.己卯	儀仗			石上朝臣・榎井朝臣ら内物部を率いて神楯を齋宮の南北の門に立てる	続日本紀	724年。大嘗祭
24	天平3.12.20	儀仗	杵		衛門府の移により、大楯と杵を修理(造兵司)	平城宮木簡	
25	天平13.2	枕詞			楯並めて 泉の川の 水脈絶えず 仕えまつらむ 大宮処	万葉集	万葉集20-3908
26	天平14.1.丁未朔	儀仗	楯		石上・榎井両氏、始めて大楯・楯を立てる	続日本紀	元日朝賀
27	天平16.2.甲寅	儀仗			恭仁宮の高御座と大楯を難波宮に運ぶ。	続日本紀	恭仁宮+元日朝賀
28	天平16.3.甲戌	儀仗	楯		石上・榎井両氏、難波宮の中外門に大楯と楯を立てる	続日本紀	難波宮
29	天平17.1.己未朔	儀仗	楯		大伴・佐伯宿禰、大楯・楯を立てる。	続日本紀	745年。紫香樂宮+元日朝賀
30	天平17.6.庚子	儀仗	楯		宮門に大楯を立てる。	続日本紀	平城宮
31	天平勝宝4.4	楯伏舞			天皇が東大寺で設齋大会、久米舞、楯伏…などの歌舞あり	続日本紀	752年
32	天平勝宝~天平宝字	天皇の楯			大君の醜の御楯と出で立つわれは	万葉集	万葉集20-4373
33	宝亀2.11.癸卯	儀仗	杵		石上・榎井朝臣、神楯・杵を立てる。	続日本紀	771年。大嘗祭
34	延暦4.1.丁酉朔	儀仗	杵		石上・榎井二氏、楯・杵を立てる。	続日本紀	785年。長岡宮+元日朝賀
35	親王一品	葬具			親王1~4品=楯7枚、太政大臣=楯9枚(葬を守るため)	養老令	
36	親王一品古記	葬具	戈		方相は熊皮を蒙り、戈を執り楯を揚げ輜車を導く。	令集解卷40	
37	因幡国伊福部臣古志	身分の表象	楯 大刀		伊福部の祖は、成務天皇の代に国造に定められ楯・楯・大刀を賜った。	因幡国伊福部臣古志	8世紀末の成立
38	大饗式	儀仗	戈		大饗において方相は右に戈を左に楯を執り、戈で楯をうつ。	内裏式中	
39	祈年祭官幣	神への幣	楯鋒	木	神祇官祭神737座に各楯1、楯鋒1竿。(幣を案上に奠る神304座には+弓1張・鞞1口)	延喜式卷1	
40	大忌	神への幣	楯鋒		広瀬社に楯1枚、御県6座、山口14座に楯鋒1口、楯1枚	延喜式卷1	
41	月次	神への幣	楯鋒	木	神304座に楯1枚、楯鋒1竿。	延喜式卷1	
42	新嘗	神への幣	楯鋒	木	社198所に楯1枚、楯鋒1竿。	延喜式卷1	
43	貞観7.4.17	神への幣	杵		天皇が石清水八幡宮に楯杵…種々の神財を奉る。	三代実録	
44	貞観7.9.5	国家の大楯				三代実録	
45	元慶5.4.25	武器	楯		元慶2年に出国で夷虜が楯52枚、楯181竿を焼燬。	三代実録	
46	祭料楯板	神への幣		木	祈年・月次・神今食、新嘗等の祭料の楯の板等の木は五畿内諸国の百姓が採り進める。	延喜式卷3	
47	神宝	神への幣	杵	木	供神料の楯(長さ3尺6寸、広さ8寸、厚さ4分)は長功1人日に40枚。	延喜式卷34	木工寮で作られる。
48	相殿	神宝	杵		伊勢大神宮の神宝21種…楯24枚、杵24竿。	延喜式卷4	
49	祭料	神への幣	戈		度会宮相殿の神宝カ戈2竿、楯2枚。	延喜式卷4	
50	祭料	神への幣	(楯)		齋宮の祈年祭で大社17座、小社98座に楯1枚。大社の御内神には+楯2竿。	延喜式卷5	
51	神楯戟	儀仗	戟	皮	大嘗祭の南北の門に建てる神楯4枚、戟8竿。	延喜式卷7	
52	神楯戟	儀仗	戟		朱雀・応天・会昌等の門に建てる大楯6枚、戟12枚。	延喜式卷7	
53	大嘗会	儀仗	戟	皮	踐祚大嘗会に新造する神楯4枚(丹波国楯縫氏造)	延喜式卷49	長さ1丈2尺4寸
54	大門楯	儀仗	戟		大門に建てる楯6枚、戟12竿は破損したら衛門府の移により兵庫寮が修理。	延喜式卷49	
55	班幣	神への幣	楯		神祇官諸神に幣帛…楯1枚、楯1竿。	延喜式卷7	
56	班幣	儀仗	戟		大嘗宮の南北の門に立てる神楯・戟は祭を終了したら左右衛門府に取納。	延喜式卷7	
57	広瀬大忌祭	神への幣	戈		五色物(軍の物)楯・戈。	延喜式卷8	
58	龍田風神祭	神への幣	戈		五色乃物(軍の物)楯・戈。	延喜式卷8	
59	甲楯	武器			車駕巡幸に須いる甲楯は兵庫に取蔵されている。	延喜式卷45	
60	追難	儀仗	杵			延喜式卷13	
61	大饗	儀仗	楯	木	元日・即位・蕃客入朝等の大饗で隼人が楯と楯を執る。	延喜式卷28	
62	威儀	儀仗	楯	木	威儀に須いる所の…、楯180枚、木楯180竿。	延喜式卷28	隼人の楯

表1 楯関係記事

は①武器、②神への幣、③神宝、④身分の表象、⑤儀仗、⑥葬具の六つに分けられるように思う。以下、この六つについてみていきたい。

まず武器としての盾であるが、『魏志』倭人伝に「兵用矛楯木弓」とあり、日本列島でも少なくとも三世紀には、武器として用いられていたことがわかる。

『日本書紀』を見ると「以二赤盾八枚・赤矛八竿一、祠二墨坂神一。亦以二黒盾八枚・黒矛八竿一、祠二大坂神一。」（書紀、崇神九年三月戊寅条）、「令二祠官一、卜三兵器為二神幣一、吉之。故弓矢及横刀納二諸神之社一（中略）蓋兵器祭二神祇一、始興二於是時一也」（垂仁二十七年八月己卯条）とあり、盾などの武器が神への幣となっていることがわかる。また、同じ垂仁紀には「五十瓊敷命、居二於茅渟菟砥川上宮一、作二劔一千口一。（中略）藏二于石上神宮一也。是後命二五十瓊敷命一、俾レ主二石上神宮之神寶一。へ一云、（中略）是時、楯部・倭文部・神弓削部・神矢作部・大穴磯部・泊檀部・玉作部・神刑部・日置部・大刀佩部、并十箇品部、賜二五十瓊敷皇子一。其一千口大刀者、藏二于忍坂邑一。然後從二忍坂一移之、藏二于石上神宮一。是時神乞之言、春日臣族、名市河令レ治。因以命二市河一令レ治。是今物部首之始祖也。」（へ）内は割書を示す）（垂仁天皇三十九年十月条）と、五十瓊敷命の作った劔が石上神宮の神宝となっており、また五十瓊敷命には楯部・神弓削部・神矢作部など武器に関係する部民が与えられていることから、刀劔や楯、弓矢といった武器は神への幣であると同時に神宝でもあるといえるのではなからうか。

『延喜式』神祇・祝詞の広瀬大忌祭条には「奉る宇豆の幣帛は明妙、照妙（中略）五色の物（軍の物）は楯・戈・御馬」と見え、龍田風神祭

の祝詞にも同様の記述があり、平安時代には神宝としての武器は楯・戈・馬という認識があることがわかる。広瀬・龍田祭の初見はいずれも天武四（六七五）年四月で、この両祭は班幣（祈年祭）の直接的原型であると考えられている⁽⁵⁾。また、その祝詞も大宝令制定以前の律令制形成期の成立であるといわれており、神宝としての武器が楯・戈・馬であるという認識は、七世紀後葉の天武もしくは持統朝に登場したのではないかと考える。

次に身分の表象としての盾について考えたい。大津透氏は、全国古墳から出土する三角縁神獸鏡の問題や、稲荷山古墳鉄劔などの例から、垂仁二十七年八月己卯条を「ある段階から地方豪族に鏡に代わって刀劔が与えられ、それが神宝として祭られるようになったことを反映しているのだろう」とし、また、地方豪族は服属の証として神宝を献上することがあり、それが石上神宮の「神府」におさめられたとする⁽⁷⁾。祈年祭の幣帛の品目に、かつて国造に対する神宝の賜与・交換を継承したらしい武器が含まれることから、祈年祭の班幣儀礼には、地方の神を天皇に服属させる意図が指摘されている⁽⁸⁾。このように身分の表象としての武器の性格は、神への幣・神宝としての性格と不可分であることがわかる。

次に儀仗としての盾であるが、初見は『日本書紀』推古十一年（六三九）年十一月条の「是月、皇太子請二于天皇一、以作二大楯及鞞一、又絵二于旗幟二」であり、大楯や鞞は正月元日の会集のための威儀具であり、律令国家の元日朝賀の先駆であると評価されている⁽⁹⁾。『隋書』倭人伝に「其王、朝会必陳二設儀仗一、奏二其国楽一」とあって、推古朝には儀仗を伴った朝会の存在が確認できるので、儀仗としての盾は七世紀前半に登場した可能性がある。

最後に葬具としての盾について述べたい。「喪葬令」の親王一品条には親王以下に支給すべき葬具の規定があり、親王や諸臣の一位及び左右大臣・太政大臣に盾を支給することになっているが、稲田奈津子氏は、中国の伝統である方相や、葬具として支給された鼓・大角・幡・金証・楯などは唐の鹵簿令に規定されたもので、新しい要素とされる⁽¹⁰⁾。葬送令の親王一品条には大宝令の注釈書である古記が存在することから、大宝令でも同様の規定があったといえるので、八世紀の初頭には葬具としての盾も登場していたといえる。

第二節 出土した古代の盾

表1を見ると、盾の材質としては木・革・鉄の三種類があるが、出土した古代の盾も同様である。よって本節では出土した古代の盾についてみていきたい。

① 木盾

中川正人氏の研究によって、木製盾の造形技法と系譜を整理しておく

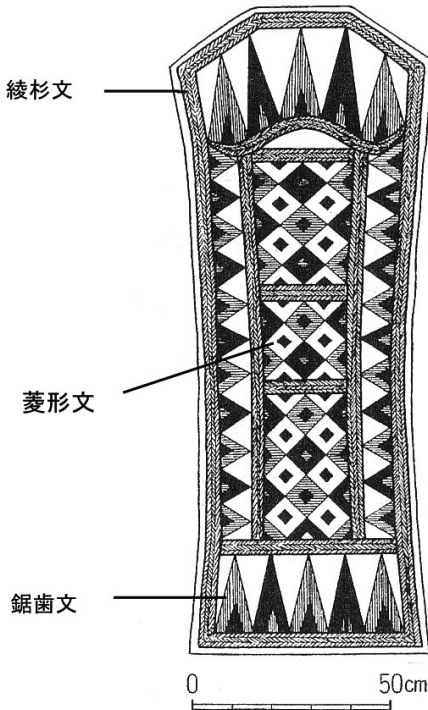


図1 大坂・狐塚古墳出土革盾
(橋本1999論文, 図2-1に一部補筆)

たい。

一九八八年の時点において木製盾の出土例は、全国三十三遺跡八十八点であり、弥生時代前期から古墳時代中期にかけて畿内を中心に東日本の一部、中部地方、北部九州に分布するらしい⁽¹¹⁾。

ほぼ百パーセントに近いモミ材の使用、割れを少しでも防ぐ目的で板目取りとし、厚さは〇・六〜〇・八センチメートルのものが約半数を占めるといふ特徴があり、装飾法としては板材に多数穿孔し糸綴じが行われ(強度を高める+装飾)、彩色の種類は基本的に赤彩と黒彩があり、赤彩の場合ほとんどすべての盾に水銀朱を用いるという特色が認められる。また、古墳時代には装飾的效果が高まり、彩色法にも黒漆塗が加わる。そして盾の役割は、弥生時代における実践的な盾から装飾的な盾、古墳時代には祭祀具や副葬品としての盾に変化したと考えられている⁽¹²⁾。

盾の大きさとしては、弥生時代中期には大型の盾の出土例がみられ、弥生時代後期にさしかかると小型の盾が一定の基準をもって製作されるという特徴がある。数少ない全長を計りうる盾の大きさとしては、守山市服部遺跡出土盾(弥生時代後期)の長さ五十七センチメートル、幅一一・八センチメートル、厚さ〇・七センチメートルや東大阪市鬼虎川遺跡出土盾(弥生時代Ⅱ〜Ⅳ期)の長さ一三三センチメートル、幅一八・五センチメートル、厚さ一・二センチメートルがみられる⁽¹³⁾。

② 革盾

革盾は古墳時代中期に突如として古墳副葬品として登場した、木枠に革を張り、刺し縫いで文様を表現した盾である。古墳時代中期に一体の武具として扱われていた可能性が高い甲冑とともに、古墳時代後期には副葬品としての役割を終えるらしい⁽¹⁴⁾。

青木あかね氏の研究によると、検出される漆皮膜の範囲から知ることができ革盾の大きさは、高さが一四〇〜一六〇センチメートル、幅が五〇〜七〇センチメートル程度であり、⁽¹⁵⁾彩色は全面に黒漆を塗布したものと、さらにその上に、文様に従って一部に赤い漆を塗布したものの二種類があり、彩色が判明する例では赤彩盾が二十四面、黒盾が十七面存在する。革盾の文様として認められるのは綾杉文・菱形文・鋸歯文・格子文・重弧文・平行線文・直弧文で、このうち綾杉文は文様区画帯として、菱形文は内区を、鋸歯文は主に外区を構成する文様としてほぼ普遍的に施されているという。⁽¹⁶⁾(図1参照)

③ 鉄盾

出土したものではないが、伝世したものに石上神宮に伝わる二枚の鉄盾がある。全長約一四〇センチメートル、幅七六センチメートルの長方形の盾で、表面には黒漆が塗られていたとみられ、製作技法から五世紀代に製作されたものと考えられている。また、重量の点から実践に適さないため儀礼用の盾だとされる。⁽¹⁷⁾史料にみる鉄盾も、高麗国より貢がれたものであるなど特殊なものであるといえる。

本節をまとめると、古代の盾の基本的なものは木盾と革盾であり、出土した実物の木盾は弥生時代中期〜古墳時代中期のもので、革盾も古墳時代中期に出現し、古墳時代後期には古墳副葬品としての役割を終える。つまり、実物の盾は六世紀に入ると見られなくなるものといえる。

最後に、盾形埴輪と盾持人物埴輪についてふれておきたい。盾形埴輪は、蓋形埴輪とともに器財埴輪として初めて四世紀後半に登場し、六世紀に入ると製作技法の転換が畿内の2類(鋸歯文を外区に刻む)において認められるようになる。なお、2類は四世紀末ないし五世紀初頭に登

場し、以後盾形埴輪はほとんどすべて2類に統一されるらしい。⁽¹⁸⁾盾持人物埴輪は五世紀前半に他の人物埴輪に先んじて出現し、埴輪祭祀が終焉する六世紀後半まで衰退することなく継続する。盾面の文様は、盾形埴輪と同様に鋸歯文が主体をなし、特に外区を飾る場合が多い。⁽¹⁹⁾

つまり、実物の盾が六世紀に入ると見られなくなるのに対し、盾形埴輪や盾持人物埴輪は六世紀に入っても存続する。しかし七世紀に入り埴輪祭祀が終焉を迎えると、見られなくなるのである。また盾の文様としての鋸歯文は、革盾や盾形埴輪や盾持人物埴輪において外区を飾る文様として普遍的に見られるものであった。

二章 隼人の楯について

次に、『延喜式』の隼人の楯に関する記事や出土した隼人の楯について整理していきたい。

第一節 延喜式にみる隼人の楯

まず、『延喜式』の当該条文をあげ、隼人の楯の基本的な性格を述べておきたい。

史料一) 凡威儀所レ須横刀一百九十口、楯一百八十枚、(一枚別長五尺、廣一尺八寸、厚一寸、頭編二著馬髪一。以二赤白土墨一画二鈎形一。)<木槍一百八十竿、(長一丈二尺)>胡床一百八十脚、並収レ司臨時出用。若有二破損一、申レ省修理。(卷二十八 隼人司、威儀条)

史料二) 凡元日即位及蕃客人朝儀、官人三人、史生二人率二大衣二人・番上隼人廿人・今来隼人廿人・白丁隼人一百卅二人一、分陣二応天門外之左右一。(蕃客人朝、天皇不レ臨レ軒者不レ陣)群官初入自二胡床

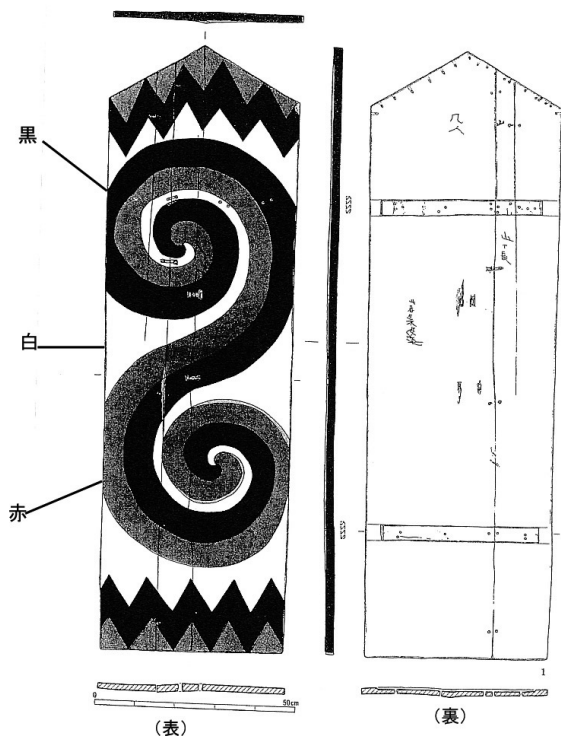


図 2 倭人の櫛

(奈良文化財研究所1978に一部補筆)

一起、今来倭人笄二吠声二三節。〈蕃客入朝、不レ在二吠限二〉其官人著二当色横刀一、大衣及番上倭人著二当色横刀、白赤木綿、耳形鬘一、自余倭人皆著二大横布衫、〈襟袖著二両面襦二〉布袴、〈著二両面襦二〉緋帛肩巾、横刀、白赤木綿、耳形鬘一。〈番上倭人已上横刀私備〉執二楯槍一並坐二胡床一。(卷二十八 倭人司、大儀条)

史料一より、楯と木槍、胡床はそれぞれ百八十ずつ揃えられており、倭人司に収納されていること、破損したときは兵部省に申して修理すること、楯の大きさは長さ五尺(約一・五一メートル)、広さ一尺八寸(約〇・五四メートル)、厚さ一寸(約三・〇三センチメートル)であること、楯の特徴としては頭に馬髪を編みつけてあり、赤白土墨によって鈎形を画くことがわかる。また、史料二より倭人の楯が使用される儀式は大儀であることがわかる。

第二節 出土した倭人の櫛について

次に出土した倭人の櫛をみていきたい。倭人の櫛は、平城宮の西南隅(一四四調査)、南面大垣の内側約三〇メートルの位置にある方形縦組の井戸(SE一二三〇)の井戸枠に転用されていたが、その井戸の年代は、八世紀前半に相当すると考えられている⁽²⁰⁾。文様は櫛の表面には墨線で渦文と鋸歯文を描き、全面を白土・墨・赤(ベンガラ)の彩色で埋める。渦文は逆S字形となるが、これに二本の線を加えて黒・赤で塗り分けて複合渦文をつくり、さらに余白部分を白土で塗彩することによって三重の渦文を構成する。(図2参照)なお、渦文の彩色は、赤・黒の部分が入れ替わることによって二種類ある。鋸歯文は上端と下端にあって、連続する五個の鋸歯を内方にずらして二段に施文する。造作は長方形をした一枚板からなり、ヒノキの板目板を用いる。出土した十五枚はほぼ同じ大きさで(長さ平均一・五一メートル、幅平均〇・四八メートル、厚さ平均二・三六センチメートル)そろえる規格品である。頂部を山形につくりだし、表側は中央部を厚く、両側をやや薄くして鐙をつける。鐙をはさんで中央部に把手を固定するために二孔一対の結合孔を上下に四孔をあけており、山形頭部の木口面には小孔が多数ある。(馬の髪を編みつけるための孔カ)裏面は平坦面に仕上げ、上・下両端に棧をはめ込むための横位の溝を彫りこむ。櫛の両面は鉋で丁寧に削って仕上げている。また、すべての櫛が木目に沿って割れており、使用中に破損したため、割れ目の両面の随所に紐で結縛するための補修孔があげられ、紐が残るものもある。また、文様も塗り直しが認められるものもある⁽²¹⁾。

このように、出土した櫛は『延喜式』に記載された倭人が大儀で使用した櫛の特徴と一致し、八世紀前半の井戸枠に転用された段階ですでに

補修したあとが見られることから、少なくとも八世紀の初頭には、隼人は楯と槍を持って元日朝賀儀に参加していたと思われる。また、楯の寸法から（槍についても三メートル以上ある）して、史料には「執二楯槍一」とあるが置き楯のようなものであったと思われる。

第三節 隼人の楯の文様について

前述したように、隼人の楯には連続三角文（鋸歯文）や渦巻文などの文様が描かれている。連続三角文（鋸歯文）は一章第二節でみたように古墳時代に存在した革盾や盾形埴輪・盾持人物埴輪の文様としても基本的なものであった。日本の装飾古墳で四世紀中ごろには割竹形石棺の蓋などに見られる直弧文に起源する、辟邪（魔除け）の意味を持つマジカルな図文であると考えられている⁽²²⁾。また、渦巻文については、弥生時代北部九州を中心に南海産の大形巻貝イモガイ・ゴホウラを素材とした腕輪が破魔の呪的性格を持つものとして採用され、首長もしくは首長権を象徴する代表的な遺物であった。その貝輪着装の風習は弥生中期後半を境に終息するが、その破魔の呪的性格を継承したイモガイを源流とする渦文・渦文つなぎ文、ゴホウラを源流とする巴文が出現し、武器・武具、祭祀遺物に描かれ弥生時代・古墳時代を通じてその呪的性格が伝承されていったが、隼人の楯の渦文もイモガイを源流とする文様であるという⁽²³⁾。連続三角文や渦巻文の意味するところは辟邪や破魔などのマジカルな文様という点で共通している。つまり、隼人の楯に描かれた文様はどちらも魔除けの意味を持つものであったといえよう。

三章 古代の盾と隼人の楯

第一節 出土した古代の盾との比較

まず材質であるが、隼人の楯はヒノキ材であるのに対し、出土した木盾はほぼ百パーセントモミ材であり、弥生時代前期から古墳時代中期にかけて存在した木盾とは異なる。大きさも出土した木盾よりは長さ・幅・厚さすべて大きく、出土した木盾と一直線につながるものではないことがわかる。大きさについては、長さ・幅など革盾に近い。

文様について、鋸歯文は革盾や盾形埴輪や盾持人物埴輪でも多く用いられていた。渦文がつながったS字文は、考古資料としては一般的な文様ではないらしい⁽²⁴⁾。文様ではないが、楯上縁部の馬髪について辰巳氏は、古墳時代前期末から中期初頭の古墳とみられる美園古墳出土の家形埴輪の四面の中央の柱に描かれた、盾の線刻画にみる楯上縁部の総状の装飾と同じ手法であるとする。そして隼人の楯の装飾手法が古墳時代前期まで遡ることや、そうした装飾が置楯には一般的であった可能性を述べられている⁽²⁵⁾。しかし、出土した古代の楯にそのような報告例はなく、埴輪に関するも美園の例以外は管見にふれず、一般的な装飾とはいえないであろう。

色に関しては、赤と黒は出土した古代の楯でも基本的な色であったが、白の報告例は管見にふれていない。九州の装飾古墳の壁画には白もみることが出来るが比較的少数であるようだ⁽²⁶⁾。

隼人の楯と出土した古代の楯の材質・大きさ・文様・色などを比較したところ、大きさと文様の鋸歯文以外は少数例しかないものであることがわかった。隼人の楯は、何かモデルになるような楯があったわけでは

なく、ある時期に創作された楯といえるのではなからうか。

第二節 『延喜式』にみえる楯と隼人の楯

『延喜式』に登場し大きさのわかる楯には、1 供神料、2 伊勢神宮の神宝、3 度会宮の装束⁽²⁷⁾、4 神楯（大嘗祭で立てられる）、5 追儼の儀式で方相が持つ楯、6 隼人の楯がある。（表2参照）

	楯名	長さ	幅	厚さ	出典
1	供神料	3尺6寸 (106.9)	8寸 (23.8)	4分 (1.2)	卷34、供神料条
2	伊勢神宝	4尺4寸5分 (132.2)	上 1尺3寸5分 (40.1)	1寸 (3.0)	卷4、神宝条
			下 1尺4寸 (41.6)		
3	度会宮神宝	4尺6寸 (136.6)	1尺4寸 (41.6)		卷4、相殿条
4	神楯（大嘗祭）	1丈2尺 (368)	上 3尺9寸 (115.9)	2寸 (5.9)	卷49、大嘗会条
			中 4尺7寸 (139.6)		
			下 4尺4寸5分 (132.2)		
5	追儼	5尺 (148.5)	1尺5寸 (44.6)		卷13、追儼条
6	隼人楯	5尺 (148.5)	1尺8寸 (53.5)	1寸 (3.0)	卷28、威儀条

表2 延喜式にみる楯の寸法 () 内の数字の単位はcm

1・2・3の楯は木製の楯で、出土した木楯の最大値が長さ一三三センチメートル、幅六五センチメートル、厚さ二・四センチメートル⁽²⁸⁾で、長さ・幅に関しては出土した木楯の範囲内に入っている。1の楯は一章第一節で述べた楯の用途の分類では神への幣にあたり、2・3の楯は神宝にあたる。神への幣としての武器＝神宝であることは前述した。そして1・2・3の楯は出土した木楯と大きさが一致している⁽²⁹⁾のであり、これらの楯は古墳時代の祭祀具や副葬品としての楯に系譜を求められるのではなからうか。

4の楯は元日朝賀（または即位）の大楯から派生して、「神楯」

と称されるようになったと考えられている⁽²⁹⁾。とすると、推古十一年十一月条に登場する正月朝賀の原型と考えられている儀式に立てられた大楯に起源が求められようが、孝徳天皇の即位では金の鞞が用いられて楯は登場せず⁽³⁰⁾、持統天皇の即位・元日朝賀儀において「大楯」が立てられている⁽³¹⁾。神楯は物部氏によって立てられたが、物部氏が大楯を立てた初見記事が持統天皇の即位・元日朝賀儀であり、神楯の直接的前身は持統朝の大楯にあると言えよう。小林行雄氏は豊中市桜塚狐塚古墳出土の革楯を検討して、楯の表面には黒漆が塗ってあること、楯は目の字形の木製の枠に革が貼られたものであったこと、糸で刺しあらわした幾何学的な装飾があることを明らかにした⁽³²⁾。また、延喜武庫寮式の大嘗会条から、

神楯は黒牛革に掃墨・膠・酒を混合した塗料を塗布したもので、目字形の木製の枠に革が貼られたものであることを指摘した⁽³³⁾。革製で目の字形の木枠が用いられている点、漆と膠の違いはあるが革には塗料が塗布されている点など、かなり出土した革楯に近い。また、神楯が丹波の楯縫氏によって作られたことを考えると、糸で刺しあらわした装飾が存在した可能性がある。これらから、神楯は古墳時代中期に存在した革楯を倍の大きさにしたようなものといえるのではないか。

5の楯についてであるが、追儼（大儼⁽³⁴⁾）の初見は『続日本紀』慶雲三（七〇七）年条であり、八世紀初頭以降の登場であるといえよう。追儼とは、宮廷で大晦日の夜に行われた方相氏・振子らによる疫鬼追放の儀式であるが、方相氏は黄金の四つ目の仮面をつけて、玄の衣と赤の裳を着、盾と戈を持って疫鬼を追放する⁽³⁵⁾。中国の方相氏は大儼や喪儀の際に先導をなし、邪鬼の駆逐、靈柩の防護をつとめるらしい⁽³⁶⁾。日本の「喪葬令」でも一品の親王と太政大臣の葬儀では方相氏が輜車（葬車）

を先導する規定が存在する。そして、方相氏には古記の注釈が存在する。⁽³⁷⁾よって、追儺の儀の楯と同一のものは不明であるが方相氏の持つ楯は八世紀初頭には存在していた可能性がある。

6の隼人の楯が大儀で使用されたものであることは前述したが、浄御原令制定後初めて行われたのが持統四年の元日朝賀・即位儀であり、令制下で恒例となる物部氏による大楯の樹立も行われた。この儀式に隼人が参加したであろうことは別稿で論じた。⁽³⁸⁾この時隼人の楯が存在したかどうかは不明であるが、前述したように八世紀初頭には存在していた。

4・5・6の楯は盾の用途の分類では儀仗にあたるが、いずれも七世紀末～八世紀初頭の律令制形成・成立期に登場が確かめられる。そして、古墳時代に存在する木盾や革盾と同一ではなく、何らかの改変が加えられているという点も共通する。七世紀後半の日本では当該期の中国の国制に範を求めたが、中国では礼と律令法は不可分のものであった。⁽³⁹⁾中国における礼は儀礼として作法・振る舞いなどが定式化されているのである。律令制形成・成立期の日本において儀礼の整備が目指されるのも当然のことといえる。元日朝賀・蕃客人朝・追儺などはもともと中国に範をおく儀礼であり、その中で使用される楯も日本古来のものではなく、新たに創作されたものであろうことは想像に難くない。古来の盾に改変を加えて新たに創作されたものといえよう。追儺の楯と隼人の楯の長さ
が同一であるというもの示唆的である。

今述べたのは、隼人の楯が儀仗の盾として4・5と共通する点であったが、異なる点も存在する。隼人の楯は『延喜式』に登場する楯のなかで、唯一文様について記されているのである。隼人の楯の文様には辟邪や破魔の意味があることは二章三節で述べた。疫鬼を追放する方相氏の

楯にも文様があってもよさそうなのであるが、文様に関する記載はない。その点に隼人の楯創出当時の隼人観があらわれているように思う。方相氏になるのは大舎人の長身の者で、大舎人になれるのは三十一歳以上の五位以上の子孫や内六位以下八位以上の嫡子である。⁽⁴⁰⁾それに対して隼人は、当時の日本が帝国構造をもった国家であることを示すために、民族に擬製された存在であった。⁽⁴¹⁾中村氏は隼人に期待されているのは、吠声に代表される呪的効果であるとし、隼人の周辺に多用される赤色は、隼人の呪力の効果を高めるとの意識につながるものであることを指摘した。また、儀式の場における隼人の装束には、天皇の異族支配を誇示する一面があり、そこには異族とされる隼人と、その異族によって天皇が守護され、呪術能力を期待されるという、隼人の二面性をうかがうことができるとするが、首肯すべき意見であろう。中村氏の見解に文様の意味を加味すれば、隼人が楯を持って大儀に参加することは、呪的能力を持つ異族である隼人が辟邪や破魔の楯を持ち、儀式空間を清浄に保つという意味がある。隼人の楯とは、帝国構造の表出と儀式空間の清浄性のために創出された楯といえると思う。

おわりに

これまで述べてきたことをまとめておきたい。

①古代史料にみる盾を用途という点で分類すると、武器、神への幣、神宝、身分の表象、儀仗、葬具に分類することができ、隼人の楯は儀仗に分類できる。

②出土した古代の盾には、木盾・革盾・鉄盾があり、このうち木盾と革

盾が古代の盾としては基本的なものであり、いずれも六世紀にはみられなくなる。

③『延喜式』に記載された隼人が大儀で使用した楯と特徴が一致する盾が平城宮の八世紀前半と思われる井戸から井戸枠に転用されるかたちで出土したが、その時点で補修のあとがみられることから、隼人の楯は八世紀初頭には存在していたといえる。

④隼人の楯の文様は連続三角文（鋸齒文）や渦巻文が繋がったS字文であったが、辟邪や破魔の意味を持つ文様であった。また、出土した古代の盾と比較したところ、鋸齒文は古墳時代の革盾や盾形埴輪や盾持人物埴輪でも多く用いられていたが、S字文は少数例しかないものであった。盾の材質や大きさなども木盾とは異なっており、隼人の楯にはモデルとなるような盾は存在せず、ある時期に創作された楯であると考えられる。

⑤儀仗に分類することができる盾は、七世紀末～八世紀初頭の律令制形成・成初期に登場が確かめられ、かつ古墳時代に存在する木盾や革盾と同一のものではなく何らかの変更が認められることから、律令制とともに儀礼を整備する中で創作された可能性がある。

⑥隼人の楯は儀仗に分類される盾と⑤で述べた共通点があるが、文様の存在という点で異なっている。その点に当時の隼人観が現れていると思われる、文様の意味も加味すると、隼人の楯は帝国構造の表出と儀式空間の清浄性の保持のために創出した楯といえる。

以上、隼人の楯について古代史料にみる盾や出土した盾と比較しながら考察してきたが、大儀で隼人が持つのは楯と枠であった。また、『延喜式』に登場する楯もすべて枠とセットになっている。榎村氏は、「楯

枠」のセットの成立が令制以前には遡らない新しいものであると論じ、祭祀に楯と枠をセットとして用いる例が中国では漢代にまでさかのぼって確認できることを述べられている。⁽⁴³⁾ 隼人の楯の出現時期や、律令制形成・成初期の儀礼の整備を考える上でも楯に関する分析は重要であると思うが、今後の課題とし擱筆したい。

図の出典

図1…橋本達也「盾の系譜」（大阪大学考古学研究室編『国家形成期の考古学―大阪大学考古学研究室10周年記念論集―』一九九九年）四七六頁。

図2…『平城宮発掘調査報告Ⅹ 宮城門・宮垣の調査』奈良文化財研究所、一九七八年、P.L14。

注

- (1) 『平城宮発掘調査報告Ⅹ 宮城門・宮垣の調査』奈良文化財研究所、一九七八年、六二頁。
- (2) 坪井清足「隼人楯」（金関丈夫先生古稀記念会編『日本民族と南方文化』平凡社、一九六八年）。
- (3) 崎田一郎「隼人の楯の文様についての一考察」（『西都原考古博物館研究紀要』七、二〇一一年）。

崎田氏はS字文が南九州で太古から描かれていた文様であるとする根拠に上野原遺跡出土の縄文時代早期のS字文様のある耳栓をあげるが、縄文時代早期と八世紀では時間が開きすぎているのではないか。また、紀元前から南九州と南西諸島の交流が盛んであったことの根拠に木下尚子氏の「貝の道」の存在をあげるが、木下氏が「貝の道」が存在す

るとしている南島は沖縄諸島以北であり(木下尚子「古墳時代の貝
釧・貝の道」3～8世紀の南島交易)『南島貝文化の研究 貝の道の
考古学』法政大学出版局、一九九六年、二七三頁)、崎田氏が祭祀や
儀礼を検討した宮古島や波照間島は入っていない。その点も再検討の
必要があるのではなからうか。

(4) 中村明蔵「隼人の楯 隼人と赤色―その服属儀礼と呪術に関連
して―」(『古代隼人社会の構造と展開』岩田書院、一九九八)。なお、
中村氏は「群官初入隼人発レ声、立定乃止。進ニ於楯前一、拍レ手歌
舞」(『延喜式』卷七、神祇、踐祚大嘗祭、班幣条)から、隼人の歌舞
は隼人の楯を立て並べた前で奏された可能性を指摘した(二八四～
二八五頁)。大嘗祭での隼人の歌舞については「歌舞人等、(割注略)
従ニ興禮門一參ニ入御在所屏外一、北向立奏ニ風俗歌舞ニ」(卷二十八、
隼人司、大嘗条)とあり、興禮門から入って御在所の屏の外に北向き
立ち、歌舞を奏することがわかる。この時の御在所(天皇の居所)は
悠紀殿(大嘗宮の一つ)であり(『延喜式』卷七、神祇・踐祚大嘗祭
班幣条)、「立ニ大嘗宮南北門神楯戟一」(『延喜式』卷七、神祇、踐祚
大嘗祭、班幣条)とあるように大嘗宮の南北の門には神楯が立てられ
ているのである。つまり、隼人は興禮門から入り大嘗宮を囲む屏の外
に北向きに立って、大嘗宮の南の門に立てられた神楯の前で歌舞を奏
していると言える。

(5) 佐々田悠「律令制祭祀の形成過程―天武朝の意義の再検討―」
『史学雑誌』一一一―一二、二〇〇二年) 五〇頁。

(6) 三宅和朗「『延喜式』祝詞の成立」(『古代国家の神祇と祭祀』吉
川弘文館、一九九五年) 一一三頁。

(7) 大津透「鏡と剣―王権のレガリア」(『天皇の歴史 01』講談社、
二〇一〇年) 七三頁。

(8) 鈴木景二「律令国家と神祇・仏教」(『岩波講座 日本歴史 第三
巻』岩波書店、二〇一四年) 二九五頁。

(9) 黒須利夫「大儀の系譜―律令国家の威儀をめぐる一考察―」(『歴
史人類』第二四号、一九九六年) 八頁。

(10) 稲田奈津子「日本古代喪葬儀礼の特質―喪葬令からみた天皇と氏
―」(『史学雑誌』一〇九―九、二〇〇〇年) 一二二頁。

(11) 中川正人「木製盾の造形技法と系譜」(『琵琶湖開発事業関連埋蔵
文化財発掘調査報告書2 赤野井湾遺跡 第4分冊』滋賀県教育委員
会、(財) 滋賀県文化財保護協会、一九九八年) 三〇〇頁。

(12) 中川、注(11) 論文に同じ、三〇四頁。

(13) 中川、注(11) 論文に同じ、三二三頁。

(14) 橋本達也「弥生・古墳時代における盾の系譜」(『季刊 考古学』
第七六号、二〇〇一年) 四九～五〇頁。

(15) 青木あかね「古墳出土革盾の構造とその変遷」(『古文化談叢』第
四九集、二〇〇三年) 五五頁。

(16) 青木、注(15) 論文に同じ、六〇～六一頁。

(17) 辰巳和弘「家形埴輪考―美園古墳出土土例をめぐる―」(横田健
一先生古稀記念会編『日本書紀研究』第一五冊、塙書房、一九八七
年) 一二七頁。

(18) 高橋克壽「器財埴輪」(石野博信・岩崎卓也・河上邦彦・白石太一郎編
『古墳時代の研究 第九巻』雄山閣出版、一九九二年) 九二頁。

(19) 塩谷修「盾持人物埴輪の特質とその意義」(三浦正人ほか編『日

本考古学の基礎研究』茨城大学人文学部考古学研究室、二〇〇一年）
一九四・二〇五頁。

(20) 注(1) 文献に同じ、一五三頁。

(21) 注(1) 文献に同じ、六二頁。

(22) 白石太一郎「古墳壁画の語るもの」(国立歴史民俗博物館編『装飾古墳が語るもの』一九九五年、吉川弘文館) 八〇頁。

(23) 橋口達也「貝輪源流の文様論」(永井昌文教授退官記念論文集刊行会編『日本民族・文化の生成 1』六興出版、一九八八年) 四七五・四八〇頁。

(24) 橋本達也氏のご教示による。

(25) 辰巳、注(17) 論文に同じ、一二七頁。

(26) 山崎一雄「彩色壁画の顔料」(乙益重隆編『古代史発掘 8 装飾古墳と文様』講談社、一九七四年) 一二九頁。

(27) 度会宮には本来神宝は奉られないが、神宝の一種ではないかと考えられている。(『訳注 日本史料 延喜式 上』集英社、二〇〇〇年) 二四一頁。

(28) 中川、注(11) 論文に同じ、三二三頁。

(29) 榎村寛之「物部の楯の成立と展開について」(『律令天皇制祭祀の研究』塙書房、一九九六年) 八三頁。

(30) 『日本書紀』孝徳即位前。

(31) 『日本書紀』持統四(六九〇)年正月戊寅朔条。

(32) 小林行雄「革の盾」(『古代の技術』塙書房、一九六二年) 八四～八六頁。

(33) 小林、注(32) 論文に同じ、九〇～九二頁。

(34) 「大儺」は『日本三代実録』貞観十二(八七〇)年十二月二十九

日条で「追儺」と表現され、その後数年間「大儺」と「追儺」が混在する期間があり、のち「追儺」に定着すると考えられている(『特別展 王朝人の四季―平安の年中行事と齋宮―』齋宮歴史博物館、二〇〇二年、六六頁)。

(35) 『内裏式』十二月大儺条。

(36) 上田早苗「方相氏の諸相」(『檀原考古学研究所論集 10』吉川弘文館、一九八八年) 三四五頁。

(37) 『令集解』卷四十、喪葬令、親王一品条。

(38) 拙稿「元日朝賀儀・即位式と隼人」(館野和己編『日本古代都城論集』勉誠出版、二〇一五年) 掲載予定。

(39) 大隅清陽「律令制と礼の受容」(『律令官制と礼秩序の研究』吉川弘文館、二〇一一年) 三三五頁。

(40) 『養老令』卷六、軍防令 五位以上子孫条、内六位条。

(41) 永山修一「隼人の登場」(『隼人と古代日本』同成社、二〇〇九年) 四一頁。

(42) 中村、注(4) 論文、三〇四頁。

(43) 榎村、注(29) 論文。

付記

本稿を執筆するにあたり、鹿児島大学総合研究博物館の橋本達也氏には多くのご教示をいただいた。また、参考文献を提供いただくなど大変お世話になった。末筆ながら感謝の意を表したい。

(たけもりともこ 本館学芸課資料調査編集員)